

間接諸税（印紙税等）の問合せ先について

令和8年7月 10 日より、以下の税務署で承っている間接諸税に関するお問合せについては、**日本橋税務署**が承ることとなりました。

○ 対象となる税務署

千葉東税務署・千葉南税務署・千葉西税務署・銚子税務署・市川税務署・船橋税務署
館山税務署・木更津税務署・松戸税務署・佐原税務署・茂原税務署・成田税務署
東金税務署・柏税務署・京橋税務署・東京上野税務署・浅草税務署・本所税務署
向島税務署・江東西税務署・江東東税務署・王子税務署・荒川税務署・足立税務署
西新井税務署・葛飾税務署・江戸川北税務署・江戸川南税務署

○ 印紙税に関する問合せ先

文書の内容や事実関係の確認が必要な場合などは、日本橋税務署にて対応いたしますので、次の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

日本橋税務署 法人課税第2部門 電話番号 03-3663-8451

※ お電話は自動音声案内での受付となります。ガイダンスに従って「2」番をお選びください。

○ 印紙税納付計器への過誤納充当請求について

印紙税納付計器への過誤納充当請求の場合は、事前に書類をお預かりして日本橋税務署が内容を確認し、所轄税務署から確認結果と印紙税納付計器への充当について連絡します。

なお、日本橋税務署における確認作業に一定の日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

※ 印紙税納付計器の廃止に伴う過誤納確認申請（新たに設置する印紙税納付計器への充当請求を含む。）につきましては、直接、所轄税務署にお問い合わせください。



○ 「印紙税過誤納確認申請書」の提出先

印紙税過誤納確認申請書の申請手続きについては、内部事務センターに集約しております。恐れ入りますが、次の送付先までご提出をお願いいたします。

業務センター名	送付先	対象署
東京国税局千葉西業務センター	〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地	千葉東・千葉南・千葉西・銚子市川・船橋・館山・木更津・松戸佐原・茂原・成田・東金・柏
東京国税局大手町業務センター	〒100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	京橋・王子
東京国税局東京上野業務センター	〒110-8655 東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎	東京上野・浅草・本所・向島 江東西・江東東・江戸川北 江戸川南
東京国税局葛飾業務センター	〒124-8705 東京都葛飾区立石8丁目31番6号	荒川・足立・西新井・葛飾

○ 印紙税以外の間接諸税の取扱いに関するご相談について

印紙税以外の間接諸税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、たばこ税、たばこ特別税、自動車重量税又は国際観光旅客税）の一般的な質問につきましては国税局電話相談センター等で受け付けておりますが、特別な審理を要するご質問につきましては、東京国税局の消費税課諸税第3係（代表：03-3542-2111、内線3081）において受け付けております。

[揮発油税などの取扱いに関するご相談について](#)



（国税庁HP）

○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談センター（ナビダイヤル：0570-00-5901）にご相談ください。

[国税に関するご相談について](#)



（国税庁HP）